上富良野町パークゴルフ場の指定管理業務に関する質問事項

2026.10.13

１．上富良野町パークゴルフ場の指定管理業務の仕様書

①「８　経理・運営状況及び収支状況報告等　（１）利用料金収入等の取り扱い」の中で、“イ　よって、指定管理者は上富良野町パークゴルフの場の設置及び管理に関する条例第１４条で規定する利用料金を収入として収受し、施設の管理運営費に充て”とありますが、利用者から徴収した利用料金について、徴収後から管理運営費として支出するまでの具体的な取扱いについてお教え下さい。
特に、徴収した利用料金を管理運営費として支出する際に、上富良野町教育委員会への事前の報告・確認・承認等が必要となるのか、また、指定管理者の判断により支出することができるかお教え下さい。また、徴収した利用料金を金融機関へ一旦入金することなく、施設において現金（小口現金）として管理し、指定管理業務に関わる経費の支払いに充てることが可能なのか、併せてお教え下さい。

【回答】
町から支払われる委託料及び利用料を管理運営に充て運営いただくこととしておりますので、その会計処理は指定管理者に委ねているところです。

②「８　経理・運営状況及び収支状況報告等　（２）利用料金の減額及び免除」の中で“あらかじめ委員会の定めた基準に従い、利用料金を減額又は免除することができる。”とあり、条例施行規則の第６条に使用料の減免が定められており、パークゴルフ場使用料免除申請書（別記様式第３号）を提出することになっておりますが、別記様式第３号は指定管理者が印刷用意するものなのか、上富良野町教育委員会が用意するものなのかお教え下さい。
また、指定管理者が印刷用意するのであれば、経費試算する関係で過去４年間の申請書提出枚数を年度別にお教え下さい。

【回答】　指定管理者において、申請の都度、様式を A4 用紙に印刷し用意ください。

③「８　経理・運営状況及び収支状況報告等　（３）業務報告書の作成及び報告」について、利用状況及び業務実施状況報告書、施設点検結果報告書等の月次報告を電子メールによる電子データ（Ｅｘｃｅｌ、ＰＤＦ等）での提出は可能でしょうか。
また、事業報告書及び収支報告書についても、電子データでの提出が可能かお教え下さい。

【回答】　月次報告はメールでの報告は可能です。年度末の報告については、書類での提出をお願いします。

④ シーズン券（減免含）・回数券及（減免含）の利用上の決まりなど現状のルールなどについて取決めがあればご提示ください。（例シーズン券の紛失対応や減免回数券の使用方法について等）

【回答】
シーズン券の再発行のルールは現在設けていませんが、他のスポーツ施設と関連があるため、今後検討します。
減免回数券購入者（対象者）の他者への譲り渡しはしないよう、購入者への周知や管理棟、大型東屋への掲示等の対応とします。

２．資料４－上富良野町パークゴルフ場管理運営業務要領

①「３　管理運営業務の内容」の中で“（６）利用券の印刷及びシーズン券の販売を行うこと。”とありますが、シーズン券・回数券・利用券シール・パンフレットは上富良野町教育委員会で指定したフォーマットにて、指定管理者が印刷発注すると解釈してよろしいのでしょうか？
印刷物原版の関係上、上富良野町内の印刷会社にて印刷していると思われますが、印刷経費を抑制し指定管理経費の縮減に繋げるために、印刷会社をご紹介して頂くことは可能なのでしょうか？

【回答】
規則等で定めがありませんが、利用券及びパンフレットは、現在のものを踏襲し作成いただくことになります。
町内に印刷会社がなく紹介は難しいです。現在は１日券、回数券を民間業者に依頼していると聞いております。

３．上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例

①「第１５条　パークゴルフ場に特別の設備を設置しようとする者は、・・・」とありますが、特別な設備とはどのような物を指すのでしょうか？

【回答】　過去にシーズン中に移動式の売店を設置し、パークゴルフ場の電気や水道を使用していた経過があります。

② 別表３備考２に“本表の使用料の額に電気若しくは電力料金又は水道料金に相当する額を加算した額とする。”とありますが、自主事業扱いとなる自動販売機の電力料金を電気会社に支払う電気料金とは別に、加算料金として教育委員会で算出した金額も指定管理者に請求されるのでしょうか？

【回答】
こちらは、例えばＡ社から行商などの申請があり、指定管理者が許可し、Ａ社が支払う使用料の基準となります。
自主事業の自動販売機の設置については、この基準には該当しません。

４．上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例施行規則

①「第２条　パークゴルフ場を大会及び教室等で２０名以上で使用しようとする者は、３ヶ月前からパークゴルフ場団体使用申請書（別記様式第１号）を、教育長に提出しなければならない。」とあり、「第３条　教育長は、前条第１項の申請を適当と認めたときは、パークゴルフ場団体使用許可書（別記様式第２号）を、申請者に交付する。」とありますが、これら様式書類は指定管理者が複写式で印刷用意するのでしょうか？
指定管理者が印刷用意するのであれば、経費試算する関係で過去４年間の提出部数を年度別にお教え下さい。

【回答】
第２条については、指定管理者の事務軽減が図られるよう、規則の一部改正を予定します。
（申請書の提出を行わない旨）

②「第６条（１）町又は教育委員会が主催若しくは共催する場合は、免除とする。　（２）町内の学校が学校教育活動のため使用する場合は、免除する。　（３）町内の社会教育関係団体が小・中学生の健全育成のために使用する場合は、免除とする。」とありますが、これまでに学校の授業等で使用した実績があれば、年度別に詳細をお教え下さい。

【回答】
（２）学校授業（３）健全育成のため　での使用実績はありません。（令和４年度から令和８年現在まで）

③　「第６条（５）前号に規定する者が使用する場合で介助者が必要な場合は、当該介助者は免除とする。」とありますが、介助者の上限人数に定めはないのでしょうか？

※他の市町村では２名までが介助者の上限人数となっている施設もあります。

【回答】
介助者の上限の定めはありませんので、他市町村を参考に今後検討します。

５．別記様式

① 下記の別記様式は指定管理者が用意するものなのか、上富良野町教育委員会が用意するものなのかお教え下さい。
指定管理者が印刷用意するのであれば、経費試算する関係で過去４年間に提出された件数を年度別にお教え下さい。

- 別記様式第４号（第８条第１項関係）／パークゴルフ場使用許可申請書　⇒ 0件
- 別記様式第５号（第８条第２項関係）／パークゴルフ場使用許可変更申請書　⇒ 0件
- 別記様式第６号（第９条、第１３条第２項関係）／パークゴルフ場使用（変更）許可書　⇒ 0件
- 別記様式第８号（第１３条関係）／特別設備設置願　⇒ 0件
- 別記様式第３号（第６条第２項関係）／パークゴルフ場使用料金免除申請書
 ⇒ 13 件(住民会対抗 PG 大会、いしずえ大学クラブ活動、老人クラブ連合会主催大会)

【回答】
指定管理者において、申請の都度、様式をＡ４用紙に印刷し用意ください。

６．申請書の添付書類

①　指定管理者の指定申請書に添付する書類についてお教え下さい。

- 添付書類５「国税及び地方税の納税証明書」にて取得する国税の納税証明書は、「納税証明書その３の３（法人税と消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明）」でよろしいでしょうか。
- 添付書類５「国税及び地方税の納税証明書」にて取得する地方税の納税証明書は、旭川市の「市税の滞納のない証明」でよろしいでしょうか。

【回答】
国税の納税証明書は、ご質問のとおりでよろしいです。地方税は、上川総合振興局長発行の納税証明書及び旭川市の「市税の滞納のない証明」を添付してください。

以上